

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病6事業在宅)

資料3－2

【新興感染症】

総合評価
A

＜評価基準＞
A：達成している
B：概ね達成している
C：やや達成が遅れている
D：達成が遅れている
－：その他

＜各指標の達成状況＞

目標値を超えている場合はA

目標値以下の場合、目標値を均等に3分割し

数値の高い順にB、C、Dで評価

（例）協定締結医療機関の病床確保数（流行初期以降）

目標値を均等に3分割

目標値を超え

0 2,000 4,000 6,000(目標値)

D C B A

＜総合評価の実施方法＞

① 各指標の達成状況について、A＝4点、B＝3点、C＝2点、D＝1点として、平均値を算出

② 達成状況の平均値が

3.5点以上：A、2.5点以上3.5点未満：B、1.5点以上2.5点未満：C、1点以上1.5点未満：D

で評価

③ ②に事業実績の進捗を加味して総合評価を実施

課題		取組	
課題 1	病床確保	取組 1	病床確保における体制整備
課題 2	発熱外来	取組 2	発熱外来における体制整備
課題 3	外出自粛対象者等に対する医療の提供	取組 3－1	宿泊療養施設の確保
		取組 3－2	療養支援体制の整備
課題 4	後方支援	取組 4	後方支援の体制確保
課題 5	医療人材確保	取組 5	有事に備えた医療人材確保・育成

○ 各指標の達成状況

取組	指標名	策定時	目標値	実績			達成状況	出典
				1年目	2年目	3年目		
取組 1	協定締結医療機関の確保病床数（流行初期における確保数）	－	4,000床	5,097床			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 1	協定締結医療機関の確保病床数（流行初期以降における確保数）	－	6,000床	6,861床			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 2	発熱外来を行う協定締結医療機関数（流行初期における確保数）	－	1,000機関	3,035機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 2	発熱外来を行う協定締結医療機関数（流行初期以降における確保数）	－	4,900機関	5,077機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 3－1	宿泊施設の確保数（流行初期における確保数）	－	1,200室	1,860室			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 3－1	宿泊施設の確保数（流行初期以降における確保数）	－	9,500室	11,180室			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 3－2	自宅療養者等へ往診等を行う協定締結医療機関数（病院・診療所）	－	3,400機関	3,620機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 3－2	自宅療養者等へ訪問看護を行う協定締結医療機関数（訪問看護事業所）	－	1,200機関	1,272機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 3－2	自宅療養者等へ服薬指導等を行う協定締結医療機関数（薬局）	－	4,800機関	5,682機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 4	後方支援を行う医療機関数	－	310機関	455機関			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 5	派遣可能医師数	－	300人	539人			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 5	派遣可能看護師数	－	160人	619人			A	協定締結数（令和7年4月1日現在）
取組 5	協定締結医療機関の感染症に係る研修・訓練の実施又は医療従事者を参加させている割合	－	100%	約77%			B	「平時における協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等報告（平時報告）」の結果（令和7年3月14日現在）
共通	個人防護具を2か月分以上備蓄している協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）数	－	協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）のうち8割以上の施設	約58%			B	協定締結数【任意事項】（令和7年4月1日現在）

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病6事業在宅)

○ 事業実績

東京都保健医療計画(令和6年3月改定)及び		事業名	事業概要	これまでの取組状況	令和6年度計画 (予算規模等)	国庫 負担
課題	取組			令和6年度実績		
＜課題1＞ 病床確保	(取組1) 病床確保における体制整備	感染症指定医療機関の指定	一類及び二類感染症等の入院患者に対する、良質かつ適切な医療の提供体制を確保することを目的として、開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。	○第一種感染症指定医療機関：4機関 ○第二種感染症指定医療機関：11機関	-	
		医療措置協定の締結(病床確保)	新興感染症の発生に備えるため、病床の確保に対応する医療機関と平時から医療措置協定を締結する。	協定締結医療機関の確保病床数(流行初期)：5,097床 協定締結医療機関の確保病床数(流行初期以降)：6,861床 (令和7年4月1日時点)	-	
		協定締結医療機関施設・設備整備事業	医療措置協定を締結した医療機関に対して、施設整備・設備整備に要した費用の補助を実施。	301機関	1,378,133千円	○
＜課題2＞ 発熱外来	(取組2) 発熱外来における体制整備	医療措置協定の締結(発熱外来)	新興感染症の発生に備えるため、発熱外来として診療を行う医療機関(病院、診療所)と平時から医療措置協定を締結する。	発熱外来を行う協定締結医療機関数(流行初期)：3,035機関 発熱外来を行う協定締結医療機関数(流行初期以降)：5,077機関 (令和7年4月1日時点)	-	
		健康安全研究センターの機能強化	平時より新興感染症の発生早期の対応に備えるため、健康安全研究センターの検査機器の購入や検査試薬の確保により、検査体制を強化する。	新興感染症発生に備え、健康安全研究センターにおいて、検査機器を5台購入し、検査能力を確保するほか、検査機器の保守及び1ヶ月分の試薬を備蓄	197,621千円	○
		検査措置協定の締結	民間検査機関と検査に係る協定を締結し、平時から新興感染症発生時における検査体制の構築に向けた準備を行う。	検査体制(流行初期)：36,034件/日 検査体制(流行初期以降)：65,519件/日 (令和7年4月1日時点) ※地衛研(健安研)及び医療機関の検査能力を含む	-	
＜課題3＞ 外出自粛対象者等に対する医療の提供	(取組3-1) 宿泊療養施設の確保	宿泊療養施設確保措置協定の締結	ホテル等の宿泊施設事業者(民間宿泊業者等)と宿泊療養の実施に関する協定を平時から締結することにより、新興感染症発生時において軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を確保する。	宿泊施設の確保数(流行初期)：1,860室 宿泊施設の確保数(流行初期以降)：11,180室 (令和7年4月1日時点)	-	
	(取組3-2) 療養支援体制の整備	医療措置協定の締結(自宅療養者等への医療の提供)	新興感染症の発生に備えるため、往診や健康観察を行う医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)と医療措置協定を締結する。	自宅療養者等へ往診等を行う協定締結医療機関数(病院・診療所)：3,620機関 自宅療養者等へ訪問看護を行う協定締結医療機関数(訪問看護事業所)：1,272機関 自宅療養者等へ服薬指導等を行う協定締結医療機関数(薬局)：5,682機関 (令和7年4月1日時点)	-	
＜課題4＞ 後方支援	(取組4) 後方支援の体制確保	医療措置協定の締結(後方支援)	後方支援を行う医療機関との医療措置協定の締結を平時から進め、特に流行初期の病床確保を行う第一種指定締結医療機関等からの感染症患者以外の受け入れや、感染症からの回復後に引き続き入院が必要な患者の受け入れを行う医療機関を確保する。	後方支援を行う医療機関数 455機関 (令和7年4月1日時点)	-	
＜課題5＞ 医療人材確保	(取組5) 有事に備えた医療人材の確保・育成	医療措置協定の締結(人材派遣)	人材派遣を行う医療機関との医療措置協定の締結を平時から進め、感染拡大時に医療人材が不足する施設や、都が設置する臨時的医療施設等に対し、速やかに必要人材を配置できる体制を整備する。	派遣可能医師数：539人 派遣可能看護師数：619人 (令和7年4月1日時点)	-	
		協定締結医療機関等向け感染症対策研修	協定締結医療機関に対して研修・訓練の実施を支援するため、基本的な感染対策の研修動画の配信等を行う。	動画研修9本作成(アーカイブ含む)、集合型研修2日実施	12,212千円	○
		感染症医療や疫学の専門人材等の育成	感染症医療・疫学の専門家を目指す医師を都の常勤医師として採用し、感染症指定医療機関や保健所等の行政機関における専門研修等を通じ都の感染症対策を支える医師を育成する。また、医療機関に対し従事職員の感染管理認定看護師等の専門資格の取得に係る経費を支援するとともに、感染管理の指導的役割を担う院内感染対策リーダーを養成する。	○感染症医療支援ドクター事業実績：3名採用 ○感染管理認定看護師資格取得支援事業実績：40施設 ○東京都感染対策リーダーの養成実績：174名	72,229千円	○